

平成20年6月秋田市議会定例会提出予定案件		
	件名	説明
	「 条 例 案 」 9 件	
1	秋田市公営企業職員の給与に関する条例の一部を改正する件	<p>改正理由 組合休暇を取得した職員の給与を減額することとするため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 職員が組合休暇の許可を受けて勤務しない場合は、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給料額を減額することとする。</p> <p>施行期日 平成20年8月1日から</p>
2	秋田市市税条例の一部を改正する件 ・地方税法等の一部を改正する法律(平成20年法律第21号):平成20年4月30日公布、一部を除き同月1日施行	<p>改正理由 地方税法の一部改正(平成20年法律第21号)に伴い、寄附金税額控除および公的年金等に係る個人の市民税の特別徴収について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 所得割の納税義務者が都道府県等に対し支出した寄附金の額の合計額が5,000円を超える場合には、その超える金額の一定割合に相当する金額を所得割の額から控除することとする。 2 前年に公的年金等の支払を受けた年齢65歳以上の個人の市民税の納税義務者である場合は、公的年金等に係る市民税額の2分の1の額を、10月1日から翌年の3月31日までの間に特別徴収の方法によって徴収することとする。 3 個人の市民税の住宅借入金等特別税額控除について、納税通知書が送達された後に控除申告書が提出された場合においても、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、税額控除を適用できることとする。 4 個人の市民税の納税義務者が、平成21年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等を有する場合において、当該上場株式等に係る配当所得については、当該納税義務者は100分の3の税率に

		<p>よる申告分離課税を選択できることとする。</p> <p>5 平成22年度以後の各年度分の個人の市民税について、上場株式等に係る譲渡損失の金額があるときは、上場株式等に係る配当所得の金額から控除することとする。</p> <p>6 その他規定を整備する。</p> <p>施行期日 平成21年4月1日から。ただし、一部の規定は公布の日、平成20年12月1日、平成21年1月1日、平成22年1月1日および同年4月1日から。個人の市民税および固定資産税に関する経過措置を規定する。</p>
3	秋田市手数料条例の一部を改正する件	<p>改正理由 戸籍の電子化に伴い、戸籍の記載事項の証明書等の手数料を定めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 磁気ディスクをもって調製された戸籍又は除籍に記載されている事項を証明した書面に係る手数料を、戸籍又は除籍の謄抄本交付手数料と同額とするとともに、規定を整備する。</p> <p>施行期日 規則で定める日から。ただし、一部の規定は公布の日から</p>
4	秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する件	<p>改正理由 地方税法の一部改正（平成18年法律第83号）に伴い、国民健康保険税の特別徴収について定めるとともに、規定を整備するため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨</p> <p>1 国民健康保険税の徴収は、特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によることとする。</p> <p>2 当該年度の初日において、老齢等年金給付の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険税の納税義務者である場合は、国民健康保険税を特別徴収の方法によって徴収することとする。</p> <p>3 その他特別徴収に関する規定を整備する。</p> <p>施行期日 平成21年4月1日から。ただし、一部の規定は公布の日から。条例の施行に関し必要な経過措置等を規定する。</p>
	<p>・健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）：平成18年6月21日公布、一部を除き平成20年4月1日施行</p>	

5 秋田市保育所設置条例の一部を改正する件

改正理由
 岩見三内保育所の改築に伴い、定員を改めるため、改正しようとするもの
 改正要旨
 岩見三内保育所の定員を「90人」から「45人」に改める。
 施行期日 平成20年9月1日から

6 秋田市老人デイサービスセンター条例の一部を改正する件

・中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）：平成19年12月5日公布、一部の規定を除き平成20年4月1日施行

改正理由
 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律（平成19年法律第127号）の施行に伴い、支援給付を受けている者の利用料金を徴収しないこととするため、改正しようとするもの
 改正要旨
 利用料金を徴収しない者に支援給付を受けている者を加える。
 施行期日 公布の日から

7 秋田市企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例を設定する件

設定理由
 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律（平成19年法律第40号）第10条第1項の規定に基づき、特定の企業立地重点促進区域における工場等に係る緑地面積率等の特例を定めるため、この条例を設定しようとするもの
 要 旨
 1 この条例は、工場立地法（昭和34年法律第24号）第4条第1項の規定により公表された準則に代えて適用すべき準則を定めるものとする。
 2 この条例を適用する区域および当該区域の範囲ならびに当該区域における緑地面積率および環境施設面積率については、次のとおりとする。

区 域	区域の範囲		緑地面積率	環境施設面積率
専ら工業等の一般住民の日常生活の用以外の用に供されている地域	秋田湾産業新拠点	飯島字古道下川端219番地1、220番地1ほか	100分の3以上	100分の3以上
	飯島地区	飯島字砂田1番地1、飯島字穀丁大谷地1番地3ほか		
	茨島地区	茨島三丁目14番1号、14番4号ほか		

8	秋田市特別用途地区内における建築物の制限に関する条例を設定する件	<p>施行期日 公布の日から。法施行前に設置されている工場等に係る緑地および環境施設の面積の算定方法について規定する。</p>
		<p>設定理由 特別用途地区内における建築物の建築の制限について定めるため、この条例を設定しようとするもの</p> <p>要 旨</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 この条例は、建築基準法の規定に基づき、特別用途地区内における建築物の建築の制限に関し必要な事項を定めるものとする。 2 特別用途地区である大規模集客施設制限地区内においては、床面積の合計が1万平方メートルを超える劇場、映画館等を建築してはならないこととする。 3 既存の建築物について、一定の範囲内の増築、改築等の場合は、建築の制限を適用しないこととする。 4 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定めることとする。 5 建築主等が特別用途地区内における建築の制限に違反したときは、50万円以下の罰金に処することとする。 6 法人の代表者がその業務に関し違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人等に対しても罰金刑を科することとする。 <p>施行期日 公布の日から</p>
9	秋田市立学校給食共同調理場設置条例の一部を改正する件	<p>改正理由 秋田北中学校、金足東小学校共同調理場において下新城小学校の給食を調理することに伴い、同共同調理場の名称を改めるため、改正しようとするもの</p> <p>改正要旨 秋田北中学校、金足東小学校共同調理場の名称を秋田北中学校、下新城小学校、金足東小学校共同調理場とする。</p> <p>施行期日 平成20年8月25日から</p>
<p>「 単 行 案 」 9 件</p>		
10	秋田市市税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件	<p>地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）の施行に伴い、市税条例</p>

・地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）：平成20年4月30日公布、一部を除き同月1日施行

11 秋田市手数料条例の一部を改正する
専決処分について承認を求める件

・戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）：平成19年5月11日公布、平成20年5月1日施行

・住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）：平成19年6月6日公布、平成20年5月1日施行

の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決年月日 平成20年4月30日

改正要旨

1 法人でない社団又は財団で収益事業を行わないものについて、非課税とした。

2 均等割の税率に係る法人の区分を改めた。

3 熱損失防止改修工事が行われた住宅等に対する固定資産税の減額措置の申告の手続について規定した。

4 特定中小会社が発行した株式に係る譲渡所得等の課税の特例を廃止した。

施行期日 公布の日（平成20年4月30日）から。ただし、市民税および固定資産税に関する経過措置を規定した。

専決処分した理由

地方税法等の一部を改正する法律の施行に伴い、市税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため

提出根拠法：地方自治法第179条第3項

戸籍法の一部を改正する法律（平成19年法律第35号）および住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成19年法律第75号）の施行に伴い、手数料条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの

・専決年月日 平成20年4月23日

改正要旨

1 規定を整備した。

施行期日 平成20年5月1日から

専決処分した理由

戸籍法の一部を改正する法律および住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行に伴い、戸籍等関係手数料徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため

提出根拠法：地方自治法第179条第3項

12	<p>秋田市国民健康保険条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）：平成18年6月21日公布、一部を除き平成20年4月1日施行</p>	<p>老人保健法の一部改正（平成18年法律第83号）に伴い、国民健康保険条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成20年3月31日</p> <p>改正要旨</p> <p>1 葬祭費について、他の法令により支給されるときは、この条例による支給を行わないこととした。</p> <p>施行期日 平成20年4月1日から</p> <p>専決処分した理由</p> <p>老人保健法の一部改正に伴い、国民健康保険の保険給付のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
13	<p>秋田市国民健康保険税条例の一部を改正する専決処分について承認を求める件</p> <p>・地方税法等の一部を改正する法律（平成20年法律第21号）：平成20年4月30日公布、一部を除き同月1日施行</p> <p>・地方税法施行令及び国有資産等所在市町村交付金法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第152号）：平成20年4月30日公布、一部を除き同日施行</p> <p>改正要旨</p> <p>1 国民健康保険税の課税額は、基礎課税額、後期高齢者支援金等課税額および介護納付金課税額の合算額とした。</p> <p>2 基礎課税限度額を引き下げた。</p> <p>現行「56万円」 改正後「47万円」</p> <p>3 後期高齢者支援金等課税額は、被保険者につき算定した所得割額、被保険者均等割額および世帯別平等割額の合算額とするとともに、課税限度額を「12万円」とした。</p> <p>4 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額を次のとおり引き下げた。</p> <p>・所得割額 現行「100分の11.73」 改正後「100分の9.22」</p> <p>・被保険者均等割額 現行「2万9,580円」 改正後「2万2,960円」</p> <p>・世帯別平等割額</p> <p>現行「3万6,140円」 改正後</p> <p>・特定世帯以外の世帯「2万8,690円」</p> <p>・特定世帯 「1万4,340円」</p> <p>5 後期高齢者支援金等課税額を次のとおりとした。</p> <p>・所得割額 基礎控除後の総所得金額等に「100分の2.51」を乗じて算定</p> <p>・被保険者均等割額 被保険者一人について「6,620円」</p> <p>・世帯別平等割額 特定世帯以外の世帯「7,450円」</p> <p>特定世帯 「3,720円」</p> <p>6 その他、国民健康保険税の減額および減免ならびに課税の特例等について規</p>	<p>地方税法の一部改正（平成20年法律第21号）等に伴い、国民健康保険税条例の一部を改正するため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <p>・専決年月日 平成20年4月30日</p>

	定した。	
		<p>施行期日 公布の日(平成20年4月30日)から。改正後の規定は、平成20年度以後の国民健康保険税について適用。</p> <p>専決処分した理由</p> <p>地方税法の一部改正等に伴い、国民健康保険税の賦課徴収のための条例改正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
14	平成19年度秋田市一般会計補正予算(第10号)に関する専決処分について承認を求める件	<p>市債の額の確定に伴う市債の起債限度額の補正のため専決処分した件について、議会の承認を求めようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・専決年月日 平成20年3月31日 ・補正の内容 起債限度額総額の範囲内で の目的別限度額の増減 <p>専決処分した理由</p> <p>起債限度額の補正について特に緊急を要し、議会を招集する時間的余裕がなかったため</p> <p>提出根拠法：地方自治法第179条第3項</p>
15	秋田県市町村総合事務組合同規約の一部変更についての協議に関する件	<p>秋田県市町村総合事務組合を組織する大瀧地区衛生処理組合が平成20年3月31日に解散したことに伴い、同総合事務組合同規約の一部を変更するため、議会の議決を求めようとするもの</p> <p>提出根拠法：地方自治法第290条</p>
16	市道路線を廃止する件	<p>県道の整備に伴い重複した路線等を整理するため、廃止しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・廃止路線 2路線 延長1,682.10m <p>提出根拠法：道路法第10条第3項</p>
17	市道路線を認定する件	<p>宅地造成に伴い新設された道路等を一般交通の用に供するため、市道路線に認定しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・認定路線 9路線 延長1,349.10m <p>認定後の市道総延長 約1,961km</p> <p>提出根拠法：道路法第8条第2項</p>

18	<p>旭南地区コミュニティセンター（仮称）および旭南児童館新築工事請負契約を締結する件</p>	<p>旭南地区コミュニティセンター（仮称）および旭南児童館新築工事請負契約を締結しようとするもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事場所 旭南一丁目15番1号 ・ 契約金額 201,075,000円 ・ 契約先 (株)栗野工務店 ・ 工期 平成21年5月15日まで ・ 工事概要 <ul style="list-style-type: none"> 敷地面積 703.54㎡ 構造規模 鉄骨造2階建 面積 建築面積 412.43㎡ <ul style="list-style-type: none"> 1階床面積 401.85㎡ 2階床面積 407.74㎡ 延べ 809.59㎡ 部屋構成 1階：多目的スペース、和室（大・小）、会議室、調理室、便所、事務室他 2階：児童室、多目的ホール・遊戯室、器具庫（1・2）、更衣室、便所他 <p>提出根拠法：地方自治法第96条第1項</p>
<p>「 予 算 案 」 2 件</p>		
19	<p>平成20年度秋田市一般会計補正予算（第1号）の件</p>	<p>資料別紙</p>
20	<p>平成20年度秋田市後期高齢者医療事業会計補正予算（第1号）の件</p>	<p>資料別紙</p>